

(表)

高齢者等居住改修住宅（専有部分）にかかる
固定資産税減額申告書

課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係

年 月 日

長門市長 様

納税義務者

住所

(フリガナ

)

氏名

名称

個人番号又は

法人番号

(電話番号

)

長門市税条例附則第 10 条の 3 第 8 項に基づき、次の家屋について減額の申告をします。

対象となる家屋	所在地		家屋番号	登記年月日	所有者名	構造	種類	建築年月日	対象家屋の床面積	居住部分の床面積	
	大字	地番									
改修工事の完了した日	年 月 日		改修工事に要した費用	円		工事完了後 3 月以内に提出できなかった理由					
改修費用に充てられた補助金等の額	市等からの補助金		円	該 当 要 件 (該当するものに○をつけてください)	家 屋	1 居住部分の面積が、全体の 1/2 以上					
	居宅介護住宅改修費					2 貸家以外の居住部分の面積が、全体の 1/2 以上					
	介護予防住宅改修費				円	住宅の居住者	1 改修工事完了の日に 65 歳以上				
							2 要介護又は要支援認定を受けている				
				3 障害者							
*裏面に対象となる改修工事の内容が記載されています。 *工事内容を示す工事明細書、写真を添付してください。				納税義務者と居住者が異なる場合	居住者住所 氏名						

(裏)

対象となる工事の内容

- 1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し、又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事